

年金2法 重要テーマ10選

年金科目は基本を問う問題が多く出題されています。絶対に落とせない基本項目ですが、つい見落としがちなポイントを押さえて、年金科目を得点源にしていきましょう！

伊藤塾社労士試験科

はじめに

「厚生年金保険法」と「国民年金法」は、昭和61年4月の基礎年金制度の導入により、現在の「二階建て構造」が確立しました。そのため、この2つの法律は密接に関連しており、比較しながら学習することで効率の良い理解や記憶の定着を図ることができます。

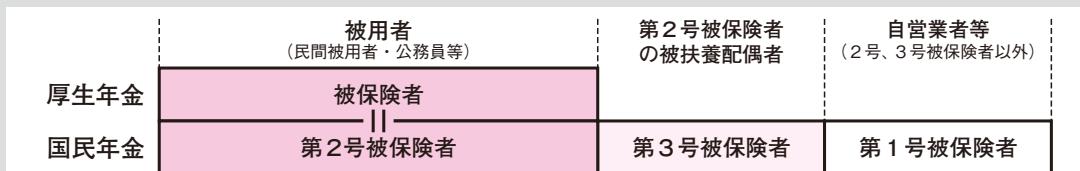
ここでは、ごく簡単に両者の違いを比較してみましょう。

厚生年金は被用者保険であり、事業所ごとに適用されます。一方、国民年金は被用者以外の者が対象で、適用単位は個人です。この適用単位の違いにより、保険料や年金額、保険料負担者、保険料納付や届出の義務者が異なっています。

「保険料、年金額」は、厚生年金は被用者保険であるため、報酬を基準としてその額を決めています。一方、国民年金は自営業者、学生、無職の人など国民全体を対象とするため、個々の報酬額を基準にすることが難しく、定額となっています。「保険料負担」は、厚生年金は、労使折半で負担、国民年金は、全額自己負担です。「保険料の納付や届出の義務者」は、厚生年金は、事業主、国民年金は、原則として被保険者本人が義務を負います。

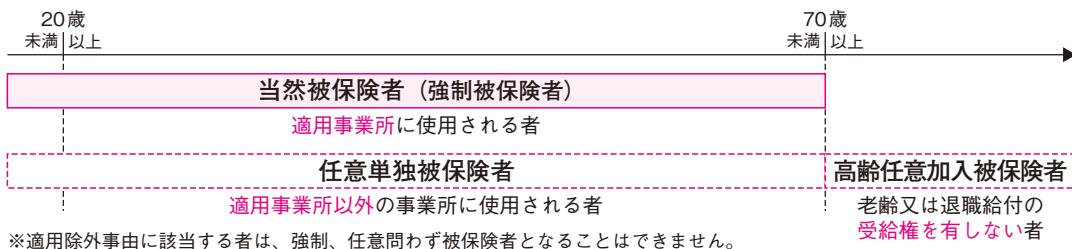
	適用	保険料・年金額	保険料負担	納付・届出義務
厚生年金	事業所単位	報酬比例	労使折半	事業主
国民年金	個人単位	定額	個人負担	個人

本稿では、10のテーマについて、厚生年金と国民年金の比較がしやすいよう、共通テーマごとに見開きで構成しています。紙幅の制約上、詳しい内容には踏み込めない部分もありますが、基本的な事項について、両者の共通点と相違点を意識しながら整理していきましょう。まずは、被保険者についてですが、年金2法における被保険者の全体像は下図表の通りです。



なお、本文では、基礎年金制度が導入された昭和61年4月より前の法制度を「旧法」、導入以後を「新法」、また、厚生年金を「厚年」、国民年金を「国年」と呼ぶことがあります。

テーマ1 ▶ (厚年) 被保険者



社会保険は強制加入の制度です。厚年では「**70歳未満の適用事業所**に使用される者」は当然に被保険者とされます（「**当然被保険者**」）。また、強制加入の要件を満たさない者については、2種類の任意加入制度があります。1つは「**適用事業所以外**」に使用される70歳未満の者の任意加入制度（「**任意単独被保険者**」）、もう一つは「**70歳以上**」の者の高齢任意加入制度（「**高齢任意加入被保険者**」）です。高齢任意加入制度は、70歳以上になっても老齢または退職を支給事由とする受給権を有しない者が受給要件を満たすための制度です。厚年の被保険者は、この3種類です（なお、「第4種被保険者」は、昭和61年4月改正により段階的に廃止されています）。

(任意加入手続)

国年にも任意加入制度はありますが、厚年は被用者保険であるため、当該労働者が「適用事業所」に使用されているか否かにより手続き要件が異なります。

(1)適用事業所に使用される者（高齢任意加入被保険者）

実施機関に**申し出ること**により被保険者となります（事業主の同意は不要です）。この場合の保険料は全額**本人負担**、納付・届出義務も**本人**が負います。ただし、事業主が**同意**した場合は、保険料は**労使折半**、納付・届出義務は**事業主**が負うことになります。

被保険者資格喪失の場合は、いつでも実施機関に**申し出**て資格喪失できます。

(2)適用事業所以外に使用される者（任意単独被保険者、高齢任意加入被保険者）

事業主の同意を得て、**厚生労働大臣の認可**を受けて被保険者となります。この場合の保険料は**労使折半**、納付・届出義務は**事業主**が負います。

被保険者資格喪失の場合は、いつでも**厚生労働大臣の認可**を受けて資格喪失できます（喪失の場合は、事業主の同意は不要です）。

■問題演習 ■

問1 障害給付、遺族給付の受給権を有する者は高齢任意加入被保険者になれない。

問2 任意単独被保険者になるには、事業主の同意と実施機関への申し出が必要である。

問3 高齢任意加入被保険者は受給権を取得するまで何歳になんでも資格喪失しない。

解答1 × 設問の被保険者になれないのは、「老齢又は退職給付」の受給権を有する者である。

解答2 × 「実施機関に申し出る」ではなく「厚生労働大臣の認可」が必要である。

解答3 ○ 設問の通り。高齢任意加入被保険者には上限年齢はない。